

広報たかはた広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高島町有料広告掲載に関する規程（平成19年 12月20日告示第145号）に基づき、町が作成する広報たかはたへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第2条 広告の大きさは、次のいずれかとする。

- (1) 1種広告 左右 87ミリメートル 天地 48ミリメートル
- (2) 2種広告 左右 176ミリメートル 天地 48ミリメートル
- (3) 3種広告 左右 176ミリメートル 天地 264ミリメートル

2 広告の掲載位置は、町長が決定する。ただし、3種広告については、広報紙の裏表紙面とする。

(広告の掲載料金)

第3条 広告の掲載料金は、1回当たり次のとおりとする

- (1) 1種広告 10,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 2種広告 20,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 3種広告 120,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 掲載料金は、6箇月以上連続の申込みの場合はその5パーセントを減免し、12箇月連続の申込みの場合はその10パーセントを減免する。

(広告内容)

第4条 広告のデザイン及び内容等は、広報たかはたのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(広告原稿の作成)

第5条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、掲載を希望する広報紙の発行日の30日前までに、有料広告掲載申込書に添えて提出するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。